

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリック コメント

市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の素案を公表しています。皆さまの意見をお寄せください。

意見募集する 素案など



第2次名寄市 耐震改修促進計画(素案)

◆政策案の概要など

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震性の向上を図ることに
より地震による建築物の倒壊被害から市民の生命および財産に対する被害を未然に防止することを目的に、平成21年度から平成27年度までの計画として策定されましたが、計画期間の終了後、国や北海道において新たな方針・目標が示されたことに伴い、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする第2次計画を策定するものです。

◆担当

建築課指導係(風連庁舎2階)

☎016555③2511

(内線226)

公表と 意見提出



公表の方法

◆名寄市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

◆指定場所での閲覧

- ①市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)
- ②図書館(名寄本館・風連分館)
- ③北国博物館
- ④市立大学の情報公開コーナー
- ⑤市民文化センター
- ⑥ふうれん地域交流センター
- ⑦駅前交流プラザ「よろーな」

意見の提出

◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

◆提出期限

10月25日(火)



◆提出先

◇郵送・ファックス

〒098-0507

名寄市風連町西町196番地1

名寄市役所(風連庁舎)

建設水道部建築課指導係

FAX 01655③3450

✉ny-public@city.nayoro.lg.jp

パブリック・コメントって？

◆「パブリック・コメント手続」とは市の基本的な政策となる計画や条例を策定する前にその案を公表して、市民の皆さまに意見を求め、いただいた意見を考慮したうえで最終的に政策などを決定し、あわせていただいた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きのことをいいます。

◆パブリック・コメントのながれ

